

愛知県情報共有運用ガイドラインについて 名古屋港管理組合の取扱事項（令和 7 年 4 月）

1 取扱事項の位置付け

本注意事項は、名古屋港管理組合が発注する建設工事の情報共有システム（以下、システム）の利用にあたり、「愛知県情報共有運用ガイドライン」（以下、県ガイドライン）を準ずるにあたって、読み替え事項および適用について定めるものである。

2 読み替え事項

県ガイドラインのうち「建設局、都市・交通局および建築局」、「監督員」、「専任監督員」、「主任監督員」と記載されているものについては、「名古屋港管理組合」、「監督職員」、「現場監督員」、「主任現場監督員」と読み替える。

3 対象工事について（県ガイドライン P4）

システムを利用する工事は当面の間、次のとおりとする

令和 7 年 4 月以降に契約する当初請負金額 5,000 万円以上の全ての工事

※受注者より希望があった場合は対象工事とすることができる。

※やむを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督職員と協議し対象外とすることができる。

具体例)

ア 山間・海上等、現場の通信回線が確保できずシステムの利用が困難な場合

イ 災害復旧など緊急対応が必要な場合や、工期が著しく短い場合（概ね 1 ヶ月程度を目安とするが施工内容等により個別に判断してよい）など、システムの利用申込手続きや通信回線等の準備に見合った生産性向上が期待できない場合

ウ 施工場所や受注者及び発注者所在地の位置関係等により、明らかに生産性向上が期待できない場合

4 システム利用の流れについて（県ガイドライン P10）

契約後に工事情報を愛知都市整備協会（以下、協会）へ送付する。

工事と監督職員の工事情報（様式 1、様式 2）を協会へ送付すると翌日以降に受注者へ「案件登録のお知らせ」の案内が届く。案内を受け取った受注者は技術者情報等を入力して協会へ利用申し込みをするとその翌日以降システムが利用できることとなる。なお、システムは規約（別紙 1）に遵守して利用すること。

5 契約図書における明示（県ガイドライン P6）

(1) 契約図書にて対象工事に指定する場合

発注者は、「3 対象工事について（県ガイドライン P4）」において対象工事として契約図書で指定する場合、特記仕様書に明示する。

この場合の特記仕様書等の記載例を以下に示す。

【特記仕様書記載例①】

（情報共有システムの利用）

第〇〇条 本工事は情報共有システム利用の対象工事とする。

2 本工事で利用するシステムは次のとおりとする。

(1) システム名：あいち建設情報共有システム（URL: <https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp>）

(2) 運営者：公益財団法人愛知県都市整備協会（問合せ先：052-756-0032）

3 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき利用すること。

4 土木工事標準仕様書における「書面」について、情報共有システムを用いて報告等を行ったものについては、署名又は押印がなくても有効とする。

(2) 周知のための明示（当初請負金額 5,000 万円未満の工事）

(1) 以外の工事における特記仕様書等の記載例を以下に示す。

【特記仕様書記載例②】

（情報共有システムの利用）

第〇〇条 本工事は情報共有システム利用について受注者より希望がある場合は、監督職員との協議により利用することが出来る。

2 本工事で利用するシステムは次のとおりとする。

(1) システム名：あいち建設情報共有システム（URL: <https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp>）

(2) 運営者：公益財団法人愛知県都市整備協会（問合せ先：052-756-0032）

3 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき利用すること。

6 事前協議について（県ガイドライン P7）

(1) 工事契約の締結後、システムの利用申込までに、「電子納品及び情報共有 協議チェックシート」（様式 3）の記載項目に基づき、受発注者間で協議及び確認を行う。

(2) システムで利用できる帳票様式は、次のとおりとする。

県様式（土木）	工事打合簿 段階確認報告書 施工状況把握報告書 材料確認報告書
県様式（営繕）	工事打合簿